

令和 8 年度

鹿児島市吉田支所
電気需給仕様書

鹿児島市吉田支所の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

鹿児島市吉田支所電気需給仕様書

1 概 要

(1) 需要場所

鹿児島市本城町 1 6 9 6 番地 鹿児島市吉田支所

(2) 業種及び用途

官公庁（事務所）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 非常用自家用発電設備	あり（系統連系なし）
キ 太陽光発電設備	なし

(2) 予定契約電力、予定使用電力量等

ア 予定契約電力	8 0 k W
（各月の契約電力は、供給開始後その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。）	
イ 予定使用電力量	1 1 7, 6 1 6 k W h
（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの使用電力量の見込み。増減有り。）	
ウ 力率	1 0 0 %（平均）
（月別の力率は、実測値によるものとする。）	

(3) 契約供給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分から令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分まで

(4) 電力量等の計量

ア 自動検針装置	: 有
イ 電力会社の検針方法	: 自動検針

(5) 契約期間の電力消費計画

別紙参照

(6) 需給地点

需要場所の構内引込口に鹿児島市が施設する受電用負荷開閉器の電源側接続点

(7) 計量地点

鹿児島市吉田支所 構内 1 号柱

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3 その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者としての許可を得ていた者が、高圧又は特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に対して定める標準供給条件並びに選択供給条件による。なお、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び電気・ガス料金負担軽減支援は考慮しないこと。